

藤沢市いじめ問題調査委員会規則の一部改正について
藤沢市いじめ問題調査委員会規則を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）7 月 16 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2026 年（令和 8 年）8 月 1 日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市いじめ問題調査委員会に調査部会を設置できる規定などを設けるため、所要の改正をする必要による。

藤沢市いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則

藤沢市いじめ問題調査委員会規則（平成27年藤沢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委員会」を「調査委員会」に改める。

第2条中「委員会」を「調査委員会」に改める。

第3条第2項ただし書中「ただし、」の次に「委員が欠けた場合の」を加える。

第4条第1項中「委員会」を「調査委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 副委員長に事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、委員長がほかの委員のうちから副委員長を指名する。

第5条第1項中「委員会の会議」を「調査委員会の会議」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「調査委員会」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（関係者の出席等）

第6条 調査委員会は、調査審議について必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（専門委員）

第7条 委員長は、調査委員会において必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、調査審議に必要な専門知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する審議が終了するまでの間とする。

第10条中「委員会」を「調査委員会」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「委員会の」を「調査委員会の」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員の派遣)

第10条 教育委員会は、委員に対し、学校主体調査への派遣を依頼することができる。

2 学校主体調査に派遣される委員は、当該学校主体調査の調査審議が終了するまでの間、当該学校主体調査について助言及び支援を行う。

第7条の次に次の1条を加える。

(調査部会)

第8条 委員長は、必要に応じ、調査委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会の委員は、専門委員を含め7名以内とする。

3 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 調査部会に部会長を置くこととし、部会長は、調査部会に属す委員のうちから委員長が指名する。なお、委員長は、部会長を兼任することができる。

5 部会長は、調査部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が、調査部会に属する委員のうちから部会長を指名する。

7 調査部会は、委員長又は調査委員会が求めた時は、速やかに調査の進捗を調査委員会に報告しなければならない。

8 調査部会は、調査が終了したときは、速やかにその結果を調査委員会に報告しなければならない。

9 第5条及び第6条の規定は、調査部会について準用する。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

藤沢市いじめ問題調査委員会規則(平成27年教委規則第6号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第1条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第3号）第3条の規定に基づき、藤沢市いじめ問題調査委員会（以下「<u>調査委員会</u>」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （組織） 第2条 <u>調査委員会</u>は、委員5人以内で組織する。 （委員） 第3条 （略） 2 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>委員が欠けた場合の補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 3 （略） （委員長及び副委員長） 第4条 <u>調査委員会</u>に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。 2・3 （略） <u>4 副委員長に事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、委員長がほかの委員のうちから副委員長を指名する。</u> （会議）	（趣旨） 第1条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第3号）第3条の規定に基づき、藤沢市いじめ問題調査委員会（以下「<u>___委員会</u>」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （組織） 第2条 <u>___委員会</u>は、委員5人以内で組織する。 （委員） 第3条 （略） 2 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>_____</u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 （略） （委員長及び副委員長） 第4条 <u>___委員会</u>に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。 2・3 （略） （会議）

第5条 調査委員会の会議は、教育委員会の請求に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会がこれを行う。

2 調査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

3 調査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 調査委員会は、調査審議について必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第7条 委員長は、調査委員会において必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、調査審議に必要な専門知識を_____有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 (略)

(調査部会)

第8条 委員長は、必要に応じ、調査委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会の委員は、専門委員を含め7名以内とする。

3 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

第5条 _____委員会の会議は、教育委員会の請求に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会がこれを行う。

2 _____委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

3 _____委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会において_____必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第6条 委員長は、_____委員会において必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、調査審議に必要な専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 (略)

4 調査部会に部会長を置くこととし、部会長は、調査部会に属す委員のうちから委員長が指名する。なお、委員長は、部会長を兼任することができる。

5 部会長は、調査部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長が、調査部会に属する委員のうちから部会長を指名する。

7 調査部会は、委員長又は調査委員会が求めた時は、速やかに調査の進捗を調査委員会に報告しなければならない。

8 調査部会は、調査が終了したときは、速やかにその結果を調査委員会に報告しなければならない。

9 第5条及び第6条の規定は、調査部会について準用する。

(結果の報告)

第9条 委員長は、調査審議が終了したときは、速やかにその結果を教育長に報告しなければならない。

(委員の派遣)

第10条 教育委員会は、委員に対し、学校主体調査への派遣を依頼することができる。

2 学校主体調査に派遣される委員は、当該学校主体調査の調査審議が終了するまでの間、当該学校主体調査について助言及び支援を行う。

(庶務)

第11条 調査委員会の庶務は、教育委員会教育指導課において総括し、及び処理する。

(結果の報告)

第8条 委員長は、調査審議が終了したときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育指導課において総括し、及び処理する。

(委任) <u>第12条</u> この規則に定めるもののほか、<u>調査委員会</u>の運営に必要な事項は、委員長が<u>調査委員会</u>に諮って定める。 附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和8年教委規則第 号）</u> <u>この規則は、令和8年8月1日から施行する。</u>	(委任) <u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、____委員会の運営に必要な事項は、委員長が____委員会に諮って定める。 附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。